

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、企業の社会的責任を全うすることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーにとっての企業価値を向上させるため、経営の透明性、法令遵守、説明責任を確保していくことを基本方針とし、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

また、株主・投資家の皆様へは、会社情報の適時開示に係る社内体制により迅速かつ正確に情報開示を行い、経営の透明性を高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ZEN	2,851,000	13.07
日本電気株式会社	2,605,136	11.94
丸山 幸男	1,079,140	4.95
明治安田生命保険相互会社	1,061,600	4.87
NCS&A従業員持株会	818,116	3.75
株式会社日本信用情報機構	530,800	2.43
小路口 謙治	401,900	1.84
株式会社クリナム	398,100	1.82
山田 欣吾	398,100	1.82
アイ・システム株式会社	398,100	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3 月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
重松 孝司	公認会計士											
大森 京太	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
重松 孝司	○	——	長年にわたり公認会計士として企業の監査業務にあたるなどの様々な経験や見識を活かし、当社の経営に対する確かな助言をいただくため、社外取締役候補者といたしました。独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
大森 京太	○	大森京太氏は、株式会社三菱総合研究所の代表取締役であります。当社は同社に対しITサービスの提供において取引がありますが、その額は当社連結売上高の1%未満であり、意思決定に影響を与えないと判断しております。	銀行及びシンクタンクにおける経営経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たしていただくため、社外取締役候補者といたしました。独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と監査に関する意見及び情報交換を行うため、年4回以上、定期的な会合をもっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平田 正憲	弁護士										○			
里井 義昇	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平田 正憲		平田正憲氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所の社員弁護士であります。当社は同事務所に対しITサービスの提供において取引があり、その額は当社連結売上高の1%未満です。また同事務所と顧問契約を締結しておりますが、意思決定に影響を与えないと判断しております。	弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を経営に活かしていただくため、社外監査役に選定しております。
里井 義昇		里井義昇氏は、高木・里井法律事務所の弁護士であります。当社は同氏と顧問契約を締結しておりますが、意思決定に影響を与えないと判断しております。	弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を経営に活かしていただくため、社外監査役に選定しております。

【独立役員関係】

--	--

独立役員の人数 **更新**

2名

その他独立役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、経験や専門的な知見に基づく適切な監督又は監査といった機能及び出身分野における実績と見識からの有益な助言・指導を頂くことを期待し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考えとして選任しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績の向上、企業価値の向上は取締役としての当然の責務であると考え、現状の報酬制度の下で、適正な業務執行が行われていると判断しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成26年度(H26.4.1～H27.3.31)における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
取締役を支払った報酬 15名140,530千円(うち社外取締役2名3,750千円)
監査役を支払った報酬 4名19,560千円(うち社外監査役3名5,700千円)
※上記人数及び報酬等の額には、直前の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外取締役1名及び直前の定時株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役1名を含んでおります。
※使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を役員報酬規程に定めております。その内容について、取締役の報酬は株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会です承された方法によって決定し、また、監査役の報酬は株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査役会です承された方法によって決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会ないし監査役会以外の適切な機会に、経営状況の把握に資する様々な情報提供や意見交換を行っております。また、必要に応じて、重要事項については資料の事前配布、事前説明も実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

- ・当社は監査役制度を採用しております。
- ・取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性を重視し、現在社外取締役2名を含む7名の体制をとっております。取締役会は原則年12回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。
- ・当社は、取締役会への付議事項の事前審議及び取締役会の決定した基本方針に基づき、その業務執行方針・計画・重要な業務の実施等に関する協議機関として取締役及び執行役員のなかから選任された13名と常勤監査役1名で構成される経営会議を、原則月1回開催しております。
- ・当社は、「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行」を分離し、監督機能である取締役会とは別に、執行役員による機動的な業務執行を図るための執行役員制度を導入しております。
- ・監査役会は常勤監査役1名を含む計3名の体制をとっております。各監査役は監査役会が定めた監査計画及び職務分担に基づき、業務執行の適法性について監査しております。常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、監査に必要な情報の収集を行っております。なお、監査役3名のうち、社外監査役は2名であります。
- ・会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任し、正確な経営情報を迅速に提供するなど公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

- ・代表取締役社長は、監査役会及び会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
- ・顧問弁護士からは、日常業務において発生する法的リスクに対するアドバイスを受けております。
- ・当社のコンプライアンスの体制は、「実施統括責任者」を任命し、また各部門に「実施責任者」を置き、各々の部門におけるコンプライアンス方針展開、指導及び危機管理を管掌し、その実施と結果についての責任を負うこととしています。またコンプライアンスに関する計画及び施策の審議ならびに重要な共通施策の導入及び実施の推進・支援のための「コンプライアンス推進委員会」を設置し、活動を行っております。
- ・当社は関係部門のメンバーで構成した「広報IR委員会」を設置し、広報とIRの充実に向けて積極的に取り組んでおります。
- ・当社は「ディスクロージャーポリシー」を定め、適時開示情報の適正性を確保するとともに企業情報の迅速な適時開示に努めております。
- ・当社は個人情報保護のため、個人情報保護方針を定めるとともに、情報セキュリティの維持・向上を図ることを目的として、「情報セキュリティ委員会」を設置しております。
- ・当社は品質マネジメントシステムの計画、実施、測定・分析を推進し、有効性の継続的改善を行うことを目的として、「品質マネジメントシステム推進委員会」を設置しております。
- ・当社は、内部統制方針の見直し、内部統制の定着とモニタリングの強化、文書化・評価・改善の指導有効性の判断等を行うことを目的として、「内部統制委員会」を設置しております。
- ・子会社等の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に従い事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についての事前協議を行っています。
- ・当社のコンプライアンス基本方針及び行動規範は、グループ会社共通として適用し、推進しています。
- ・当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の会社規範に照らし適正性を確保しています。
- ・内部監査部門として監査室を設置し、担当者2名で、業務における遂行が法令、当社の各種規程類及び経営計画などに準拠して実施されているか、効果的、効率的に行われているかなどについて調査・チェックし、指導・改善に向けた内部監査を行っております。
- ・監査役会、監査室は必要に応じ会計監査人を含め、相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
- ・常勤監査役の北本壽一は、長年にわたり当社執行役員総務部長として管理部門での経験を重ねており、監査役に期待される相当程度の知見を有しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外取締役2名、社外監査役2名を選任しており、独立性・中立性を確保したガバナンス体制を整えています。また監査役が取締役会のほか経営会議に出席し、報告及び審議に参加することで、取締役の職務執行など、監査・監督機能が保たれていると認識しているため、現体制を採用しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月19日(金)開催の定時株主総会招集通知は、6月3日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年6月の定時株主総会は、19日(金)に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	平成15年より導入しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページ上で公開しています。	
IR資料のホームページ掲載	法定公告、決算短信、業績ハイライト、決算説明資料、ビジネスレポート、有価証券報告書・四半期報告書、株主総会招集通知・決議通知	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR委員会	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	NCS&Aグループ「コンプライアンス基本方針」と「行動規範」を制定し、当社ホームページ上で公開しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2003年4月にISO14001の認証を取得いたしました。当社ホームページ上で、環境方針を公開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページ上で公開しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)役員及び全社員が共有する行動の指針として「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」を制定し、その周知徹底を図ることにより、法令遵守、企業理念の向上に努める。
 - (2)「コンプライアンス実施統括責任者」を任命し、また各部門に「コンプライアンス実施責任者」を置き、各々の部門におけるコンプライアンスの方針展開、指導及び危機管理の責任を負う。
 - (3)コンプライアンスに関する計画及び施策の審議ならびに共通施策の導入及び実施の推進・支援のため「コンプライアンス推進委員会」を設置する。
 - (4)当社グループの全社員が利用できる内部通報窓口を設置する。
 - (5)反社会的勢力に対しては、いかなる関係も拒絶し、警察や弁護士等と連携し断固とした姿勢で臨む。
2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、代表取締役社長を議長とする経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行う。
 - (2)執行役員制度の導入により、業務執行の責任明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は執行役員の任命及び業務執行状況の監督を行う。
 - (3)日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各部門の責任者が適正かつ効率的に執行する。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会、取締役会等重要な会議の議事録及び関連資料並びに稟議書は、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人がいつでも閲覧できる体制を整える。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)当社の業務推進に伴う損失の危険(以下、リスクという)の管理については、各担当部署及び各委員会(情報セキュリティ委員会、品質マネジメントシステム推進委員会、コンプライアンス推進委員会、内部統制委員会)にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行う。
 - (2)新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。リスクが現実化し、重大な損害が予測される場合には、関係諸規程や行動基準により迅速に対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1)グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に従い事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についての事前協議を行う。
 - (2)グループ会社の規程、重要な会議の議事録及び稟議書は、必要に応じて当社取締役、監査役がいつでも閲覧できるものとする。
 - (3)コンプライアンス基本方針及び行動規範は、グループ会社共通として適用し、周知浸透を図る。
 - (4)グループ会社へ当社より取締役及び監査役を派遣することにより、効率的業務の遂行及び業務の適正適法を監視できる体制を構築する。
 - (5)グループ会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切性を確保する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する指示の実効性の確保及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1)監査役は、監査役を補助すべき組織として監査室が担当する。監査役は、監査業務については、取締役の指揮命令を受けないものとし、独立性及び監査役の指示の実効性を確保する。
 - (2)監査室の人事権に係る事項の決定については、事前に常勤監査役の同意を得る。
7. 当社監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1)取締役は常勤監査役に、経営会議等重要な会議への出席を要請する。
 - (2)監査役はいつでも、取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項の報告を求めることができ、その場合には、取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は速やかに報告する。
 - (3)取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事象を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - (4)当社及びグループ会社の内部通報制度規程の適切な運用により、法令違反、コンプライアンス上の問題について報告された事項は、速やかに監査役へ報告する体制を確保する。
 - (5)代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を行う。
 - (6)監査役と監査室は、意見及び情報交換を行うため定期的に会合を行う。
 - (7)監査役は、会計監査人と監査に関する意見及び情報交換を行うため定期的に会合を行う。
 - (8)監査役に報告をした者に対して、報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いをしない。また、当社及びグループ会社の内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いをしないことを規定し適切に運用する。
 - (9)監査役は、職務の執行について生ずる必要な費用の請求は、所定の手続きに従い、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループコンプライアンス行動規範において「私たちは、反社会勢力とのいかなる関係も拒絶します。」と定めております。
当社は「大阪府企業防衛連合協議会」に加入し、平素より警察及び会員企業と反社会勢力に関する情報収集、情報交換をおこなっております。
反社会勢力に対しては警察や弁護士と連携し断固とした姿勢で臨みます。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：模式図】

